

# 令和4年度 くじゅう地区管理運営協議会 総会

審議事項

議題

1. 議案第1号 くじゅう地区管理運営協議会  
新規正会員の入会について
2. 議案第2号 令和3年度事業報告(案)および決算報告(案)、  
会計監査報告について
3. 議案第3号 令和4年度 運営方針ならびに取組目標  
及び事業計画(案)、予算(案)について
4. 議案第4号 役員改選について
5. その他

日時：令和4年5月27日(金) 15:30~17:00

場所：九重観光ホテル

## 1. 議案第1号 くじゅう地区管理運営協議会 新規正会員の入会について

くじゅう地区管理運営協議会規約第6条1項に基づき、以下の正会員として入会しようとする者の入会の承認を求める。

- ・ 有限会社スパークリネス（スパ・グリネス）
- ・ ラフクリエイション株式会社（天空の大地久住高原ホテル）
- ・ 温泉コスメティック株式会社（赤川温泉赤川荘）
- ・ ここのえまち総合サービス株式会社（長者原ビジターセンター観光案内所）

## 2. 議案第2号

## 令和3年度事業報告

### 1. ビジターセンター等管理運営事業

- (1) 長者原ビジターセンター等（タデ原木道を含む）の管理運営を環境省から受託し、職員を雇用して施設等の適切な維持管理を行うとともに、公園案内の国際化に努めた。【来館者数：117,584人（前年比約30%増）】
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため環境省担当官と協議のうえ、ビジターセンターの運営に関するガイドラインの見直しを随時行い、これに基づいて運営を行うとともに、感染予防対策を徹底した（別紙1）。
- (3) ビジターセンター改修工事（飯田高原観光案内所との機能統合に向けた受付拡張等）の期間中については利用者の安全配慮を行うと共に可能な限りの情報発信機能を維持した。
- (4) くじゅうの自然を紹介した手作り展示の制作・更新を行った。また年4回の企画展示を行い、「山の日」を受けて企画展「入山公中川久清と大船山」を実施した。
- (5) 既設の壁展示の内容に合わせたクイズラリー及びスタンプラリーを実施した。またハイビジョンシアターを上映した。【クイズラリー268人、スタンプラリー717人、ハイビジョンシアター1,647人】
- (6) 九重の自然を守る会の協力により、タデ原湿原木道を利用した自然観察会を実施した。【47回 423人】
- (7) 職員による国立公園レクチャー等を実施した。【10回 406人】
- (8) 職員による関係者の視察研修などの受け入れを実施した。【6回 32人】
- (9) 「くじゅうだより」を年4回発行し、関係各所で配布した。また、タデ原やくじゅう連山の自然情報を、利用者及び協議会会員にメールマガジンなどで提供した。【配信回数 33回】
- (10) ビジターセンターホームページを改修し、登山道情報等の新着情報を更新した他、おすすめコースの掲載を行った。【投稿数 22回】
- (11) SNSを活用してくじゅう地域の最新の自然情報を配信した。コメントには英語併記を行った。また随時新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意喚起を行った。【フェイスブック投稿数 87回 フォロワー数 6,366人】【インスタグラム投稿数 51回、フォロワー数 1,800人】
- (12) ビジターセンターカウンターで、くじゅう地域の自然を紹介するオリジナル商品を販売した。またくじゅう連山の植物を紹介するポケット図鑑の制作を継続した。
- (13) ビジターセンターの館内清掃及び物品の整頓を励行し、快適な環境を維持した。
- (14) ビジターセンター内で来館者アンケートを実施するとともに、アンケート結果を受けて展示や応対を改善した。
- (15) 毎年3月末に実施されるタデ原の野焼きに備え、タデ原木道沿いの防火線切りを行った。

### 2. 自然環境保全・調査活動

- (1) タデ原や沢水におけるモニタリングサイト 1000 の調査支援と情報発信を行った。
- (2) 飯田高原野焼き実行委員会や竹田市に協力し、くじゅう地域の野焼き活動を支援した。また飯田高原野焼き実行委員会主催の野焼きの課題を評価し野焼きを支援するためのヒアリング及び検討会、野焼き安全講習会に参加した。
- (3) 関係団体によるオオハongoンソウ駆除活動などの生態系保全活動については、資材提供や作業協力等を通して活動を支援するとともに、物品の適切な管理を行った。
- (4) 自然公園クリーン作戦に軍手や飲料等の提供を行い、美化意識の普及啓発を行った。
- (5) 大分県や九重町をはじめとするくじゅう地域の自然環境保全に関係する委員会に委員として協力した他、環境保全活動を行う正会員の活動を支援した。

### 3. 登山道等整備活動

- (1) 11月には当協議会主催で玖珠美山高校と、牧ノ戸登山道の保全整備活動を実施した。
- (2) 関係機関へ登山道の保全・維持管理作業に必要な資材（道具、消耗品）を提供するとともに、物品の適切な管理を行った。
- (3) くじゅう地域の登山道に関する情報を収集し、利用者や関係機関に提供した。収集したデータはGISデータとして整理した。特に久住分かれ携帯トイレブースの施設の不具合や冬期の使用状況については、管理者に連絡した。
- (4) 「山の日」を機会に、くじゅう連山の道迷いが多い箇所を中心に、3基の道標の設置・交換作業を行った（ローマ字併記）。【設置箇所：諏峨守越、坊ガツル～大戸越間、法華院】
- (5) 当協議会の正会員活動助成事業として、2件の登山道保全活動の助成を行った。【みちくさ案内人倶楽部：ヤマザクラの森の橋の整備作業、ネイチャーガイドクラブ：指山登山道整備】

### 4. 教育普及・啓発活動

- (1) タデ原に関する保全活動を行う、「チームタデ原」（九重町内小学校4年生～中学校3年生）の活動を随時実施した。【実施数9回】
- (2) 九重町の小学校の総合学習において、タデ原を題材とした環境学習の支援活動を行った他、中学校の職場体験を受け入れた。【実施数2回】
- (3) くじゅう地域における、各種団体による教育・普及啓発活動に協力した。
- (4) 「山の日」を機会に、ミヤマキリシマの開花期および紅葉の見頃の時期に「登山ミニレクチャー」を実施し利用マナーの普及啓発活動を実施した。【実施数2回】
- (5) くじゅう連山登山や国立公園の利用のためのマナーチラシ（多言語化）の制作・配布を行った。
- (6) 全国草原再生ネットワークや、西日本自然史系博物館ネットワーク等に加盟し、会員に情報提供を行った。
- (7) 正会員活動助成事業として、1件の普及啓発活動の助成を行った。【九重ふるさと自然学校：自然を活かした展示作成事業】

### 5. その他受託事業等

- (1) 公衆トイレや長者原園地の清掃管理業務を環境省から受託し、公園環境の整備向上に努めた。
- (2) 環境省及び大分県管理の登山道・遊歩道の巡視業務を受託し、登山道の安全管理を行った。
- (3) 環境省から「利用者負担の仕組み作りに資する希少植生調査業務」を受託し、タデ原やくじゅう連山における希少種を含む代表的な植物の生育の様子と位置情報を記録し、GISデータとして整理した。

### 6. 組織運営等

- (1) クラウド情報共有システム（サイボウズ）を導入し、利用者予約受付や職員間の業務スケジュール等の共有をはかり業務環境を改善した。
- (2) くじゅう地区管理運営協議会の会員及び寄付制度の拡充に努めた。
- (3) 定期的に幹事会を開催し事業の企画立案を行った。
- (4) 職員の資質向上及び安全性の向上を目的として、各種研修を実施した。
- (5) 第5回「山の日」記念実行委員会主催の運営委員会の他、関係会議に委員として参加した。

## 令和3年度 一般会計 収支決算書

(収入の部)

項目		当初予算額	補正要求額	補正後予算額	決算額	比較増減	摘要
前年度繰越金		3,482,741	0	3,482,741	3,482,741	0	
前年度繰越金(運営管理5ヶ月分)		10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	
会費	正会員会費	2,310,000	▲ 72,500	2,237,500	2,237,500	0	正会員(民間事業者)会費 希望者半額措置
ビジターセンター等管理運営業務		14,863,200	0	14,863,200	14,863,200	0	
長者原園地・トイレ清掃管理業務		989,000	0	989,000	989,000	0	
登山道巡視委託(環境省)		698,500	0	698,500	698,500	0	
登山道巡視委託(大分県)		1,309,000	0	1,309,000	1,309,000	0	
利用者負担検討業務(環境省)		979,000	0	979,000	979,000	0	
物品販売費		2,000,000	0	2,000,000	2,103,850	103,850	
雑収入		8,559	2,500	11,059	210,696	199,637	委員報酬、レクチャー講師謝礼等
収入合計		36,640,000	▲ 70,000	36,570,000	36,873,487	303,487	

(支出の部)

項	目	当初予算額	補正要求額	補正後予算額	決算額	比較増減	摘要
会議費		100,000	0	100,000	49,500	▲ 50,500	総会書面議決、山の日意見交換会
管理費	人件費	16,580,000	0	16,580,000	14,679,766	▲ 1,900,234	常勤臨時職員1名退職(令和3年8月15日)
	給与	14,580,000	0	14,580,000	12,936,819		
	社会保険料等	2,000,000	0	2,000,000	1,742,947		
	研修交通費	500,000	▲ 70,000	430,000	229,509	▲ 200,491	コロナのため外地での研修縮小
	VC等管理費	1,100,000	0	1,100,000	947,905	▲ 152,095	コピー機、VC特別清掃、タデ原木道防火線切り委託等
	租税公課費	1,100,000	0	1,100,000	951,900	▲ 148,100	消費税及び地方消費税等
	水道光熱費	120,000	0	120,000	13,224	▲ 106,776	灯油代
	通信運搬費	400,000	0	400,000	322,559	▲ 77,441	電話・ネット・通知用切手等
	消耗品費	900,000	0	900,000	617,566	▲ 282,434	トイレ・展示・事務用品等
	備品費	500,000	0	500,000	482,219	▲ 17,781	電話、デスク、キャビネット、PC等
	修繕費	140,000	0	140,000	12,100	▲ 127,900	チェーンソー、カメラ
	情報費	100,000	0	100,000	94,480	▲ 5,520	新聞、雑誌等
	計	21,440,000	▲ 70,000	21,370,000	18,351,228	▲ 3,018,772	
事業費	販売物品仕入費	1,600,000	0	1,600,000	1,089,189	▲ 510,811	
	計	1,600,000	0	1,600,000	1,089,189	▲ 510,811	
くじゆう環境保全特別会計繰出金		1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	0	特別会計へ
次年度管理費積立金(6ヵ月分)		12,000,000	0	12,000,000	0	▲ 12,000,000	
支出合計		36,640,000	▲ 70,000	36,570,000	20,989,917	▲ 15,580,083	

**次年度繰越金 36,873,487    —    20,989,917    =    15,883,570**

(次年度管理費積立金6ヵ月分 12,000,000円含む)

## 令和3年度 正会員会費 内訳

正会員名	当初予算額	補正要求額	補正後予算額	決算額	摘要	
大分県	185,000	0	185,000	185,000		
九重町	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000		
竹田市	300,000	0	300,000	300,000		
由布市	0	100,000	100,000	100,000	R3年度総会にて入会	
九重・飯田高原観光協会	150,000	0	150,000	150,000		
筋湯温泉観光協会	100,000	▲ 50,000	50,000	50,000	減免申請(半額)	
釜ノ口温泉観光協会	30,000	▲ 15,000	15,000	15,000	減免申請(半額)	
竹田市観光ツーリズム協会	50,000	0	50,000	50,000		
飯田高原観光株式会社 (長者原ヘルスセンター)	45,000	▲ 22,500	22,500	22,500	減免申請(半額)	
株式会社おおいだ観光サービス (オーベルジュ・コスモス)	45,000	▲ 22,500	22,500	22,500	減免申請(半額)	
やまなみ観光株式会社 (レストハウスやまなみ)	45,000	▲ 22,500	22,500	22,500	減免申請(半額)	
有限会社みやま商店 (SHERPA KUJU BASE)	10,000	▲ 5,000	5,000	5,000	減免申請(半額)	
寒の地獄株式会社 (寒の地獄旅館)	10,000	0	10,000	10,000		
有限会社星生温泉 (九重星生ホテル)	30,000	0	30,000	30,000		
株式会社まきのとコーポレーション (九重観光ホテル)	10,000	0	10,000	10,000		
九重ヒュッテ	10,000	0	10,000	10,000		
株式会社エル・ランチョ・グランデ	10,000	▲ 5,000	5,000	5,000	減免申請(半額)	
株式会社牧ノ戸 (牧ノ戸峠売店)	20,000	0	20,000	20,000		
大分県農業共同組合 (飯田高原ドライブイン)	20,000	▲ 10,000	10,000	10,000	減免申請(半額)	
有限会社法華院温泉	法華院温泉山 荘	30,000	0	30,000	30,000	
	花山酔	15,000	0	15,000	15,000	
有限会社くじゅう倶楽部	20,000	▲ 10,000	10,000	10,000	減免申請(半額)	
九重森林公園株式会社	30,000	0	30,000	30,000		
株式会社橋本建設	25,000	0	25,000	25,000		
株式会社ア・マ・ファソン (オーベルジュ ア・マ・ファソン)	10,000	▲ 5,000	5,000	5,000	減免申請(半額)	
株式会社星野リゾート (界 阿蘇)	20,000	▲ 10,000	10,000	10,000	減免申請(半額)	
飯田高原デザイン会議	10,000	▲ 5,000	5,000	5,000	減免申請(半額)	
特定非営利活動法人 久住高原みちくさ案内人倶楽部	10,000	0	10,000	10,000		
一般財団法人セブン・イレブン記念財団 (九重ふるさと自然学校)	10,000	0	10,000	10,000		
有限会社吉武建設 (くじゅうやまなみキャンプ村)	20,000	0	20,000	20,000		
特定非営利活動法人 くじゅうネイチャーガイドクラブ	10,000	0	10,000	10,000		
株式会社レゾネット (レゾネットクラブくじゅう)	10,000	0	10,000	10,000		
公益財団法人 九電みらい財団	10,000	0	10,000	10,000		
一般財団法人 TAO文化振興財団	10,000	0	10,000	10,000		
くじゅう地区パークボランティアの会	0	10,000	10,000	10,000	R3年度総会にて入会	
<b>正会員会費合計</b>	<b>2,310,000</b>	<b>▲ 72,500</b>	<b>2,237,500</b>	<b>2,237,500</b>		

# 令和3年度 くじゅう環境保全特別会計 収支決算書

## (収入の部)

項目	本年度予算額(円)	決算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	1,918,700	1,918,700	0	
賛助会員会費	300,000	372,025	72,025	個人会員95件、団体会員9件
寄付金	1,000	732,232	731,232	募金箱 82,821円 寄付金申込分 259,631円 ツアー等協力金 389,780円
一般会計繰入金	1,500,000	1,500,000	0	一般会計より
雑収入	300	19	▲ 281	
収入合計	3,720,000	4,522,976	802,976	

## (支出の部)

項目	本年度予算額(円)	決算額(円)	比較増減	* 摘要 (*万円)
自然環境保全・調査活動費	800,000	499,786	▲ 300,214	各団体活動支援費(30)、野焼き活動支援(12)、クリーン作戦(3)、巡視調査(1)、その他
登山道等整備活動費	1,200,000	938,221	▲ 261,779	登山道資材(29)、登山道道標3基(27)、登山道道標設置委託(15)、指山整備(14)、ヤマザクラの森整備(5)、玖珠美山高校登山道整備(2)
教育普及・啓発活動費	800,000	393,429	▲ 406,571	HP改修(16)、チームタデ原(9)、くじゅうだより(7)、正会員講習会テキスト(3)、ネットワーク会費(1)、その他
合計	2,800,000	1,831,436	▲ 968,564	
予備費	920,000	0	▲ 920,000	
支出合計	3,720,000	1,831,436	▲ 1,888,564	

次年度繰越金      4,522,976      -      1,831,436      =      2,691,540

# 会計監査報告

規約第10条の規定により、令和3年度の会務並びに会計を監査した結果、証拠書類及び帳簿等の内容は、適正に処理されていることを認めます。

令和 4 年 5 月 12 日

くじゅう地区管理運営協議会  
監事 九重・飯田高原観光協会

渡邊秀雄 

監事 やまなみ観光株式会社 取締役

工田恒久 

### 3. 議案第3号 令和4年度 運営方針ならびに取組目標及び事業計画（案）

#### 令和4年度 運営方針ならびに取組目標

##### くじゅう地区管理運営協議会 運営目的と事業範囲

規約第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導と適正な利用の推進を行い、持続可能な発展に寄与することを目的とする

規約第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供及び適正な利用の推進
- (4) 登山道等の保全・維持管理活動
- (5) 公園利用者への適正な指導啓発及び教育普及活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

##### 規約4条の「実施事業」の整理【事業項目】

- (1)(3)(5)の部分=> **I ビジターセンター等管理運営事業**
- (2)の部分=> **II 自然環境保全・調査活動**
- (4)の部分=> **III 登山道等整備活動**
- (5)(6)の部分=> **IV 教育普及・啓発活動**
- (6)の部分=> **V その他目的にかなう受託事業等**

##### 令和4年度【運営方針】

- ① 長者原ビジターセンター来館者に快適かつ利用しやすいサービスを提供するとともに、国立公園利用者に広く有用な情報をお届けするように努めます。
- ② 協議会会員相互の連携を深め、関係団体との協働を重視し、利用者負担制度をもとにした保全整備・教育啓発活動等の仕組みとその発信を充実させます。
- ③ デジタル化を推進し、環境に配慮した施設運営をおこないつつ、業務環境を改善し諸事業に効率的に取り組む体制を整えます。

上の運営方針のもとで、各事業および組織運営における「令和4年度取組目標」を次の通り掲げます。

##### 事業Ⅰ／ビジターセンター等管理運営

目標：来館者に快適かつ利用しやすいサービスを提供して安心感、満足感を感じていただけるような館内環境を整備し、利用者負担制度を含めた幅広い情報発信に取り組む。

- ア 季節に応じた、わかりやすく親しみやすい展示の作成 (①)  
イ 自然観察会への参加の促進 (①)  
ウ 利用者負担型イベントの新規創出 (②)  
エ メール・SNSによる情報発信の充実とホームページの改良 (①②)  
オ ガイドマップ等の紙によらない提供の推進 (①③)  
カ 図鑑等の情報提供を伴う新商品の製作 (①②)  
キ 物品販売における電子決済の導入 (①③)  
ク 館内清掃の徹底とアクセシビリティ・バリアフリーへの配慮 (①③)  
ケ 来館者アンケートの結果を受けた展示や対応の改善 (①③)

##### 事業Ⅱ／自然環境保全・調査

目標：協議会会員や関係団体と連携し、地域に密着した環境保全活動・調査活動を安全に留意して行う。

- ア 地域団体と連携し希少種を含む動植物の生育状況を記録 (②)  
イ 野焼き時の安全な実施体制構築への協力 (②③)  
ウ 生態系保全活動への資材提供・作業協力と物品の適切な管理 (②③)

##### 事業Ⅲ／登山道等整備

目標：国立公園の利用者が安全・快適に登山を楽しめるよう、執行者や地域団体等と協力して、安全面・環境面に配慮しながら登山環境を整備する。

- ア 地域の高校・団体と連携した登山道保全活動への参加・協力 (②)  
イ 登山道整備等への環境に配慮した資材提供と整備 (②③)  
ウ 地域や利用者との協働による保全・利用のしくみを支援 (②)  
エ 登山道の危険箇所等の情報をホームページ等で発信 (①③)

##### 事業Ⅳ 教育普及・啓発

目標：地域の団体や学校等と協力して、くじゅうを守る人材の育成やくじゅうを楽しむ人々の意識啓発に取り組む。

- ア 「チームタデ原」による地域で活動する人材の育成 (②)  
イ 出前授業・レクチャー事業の実施や受入れの推進 (②③)  
ウ 地域の自然や伝統的な環境保全活動についての普及啓発 (①②)  
エ 地域におけるくじゅうを守る取り組みの紹介 (①②)

##### 事業Ⅴ その他受託事業等

目標：委託者と連絡を密にとりながら、くじゅうの環境保全や地区の発展に資する受託事業を遂行し、国立公園利用者の利便性を向上させる。

- ア 巡視業務の受託・遂行による登山環境の把握と改善 (①)  
イ 清掃業務の受託・遂行による公園環境の整備・向上 (①)  
ウ その他業務の受託による、協力金付ツアー拡充の検討 (②)  
エ 業務上の用具等の安全管理・業務環境改善の推進 (③)

##### 組織運営 協議会の運営に関する業務

目標：協議会会員や関係団体と連携してスムーズな組織運営を進め、業務環境のデジタル化等による事務局業務の効率化と職員のスキルの向上を図る。

- ア 定期的な総会・幹事会の実施運営と結果の共有 (②)  
イ 業務管理および職員間情報共有システムのデジタル化 (③)  
ウ 観光案内所職員を含む職員相互の連携の強化 (③)  
エ 賛助会員の加入促進と、加入手続きの利便性の向上 (②③)  
オ マスメディアへの効率的な情報配信システムの構築 (①②)  
カ 職員の経験や知識に応じたOJTに取り組む環境の整備 (③)  
キ 職員の健康の維持と業務上の事故防止 (③)

## 令和4年度 事業計画（案）

### 1. ビジターセンター等管理運営事業

- (1) 長者原ビジターセンター等（タデ原木道を含む）の管理運営を環境省から受託し、職員を雇用して施設等の適切な維持管理を行う（別紙2）。
- (2) くじゅうの自然を紹介した展示の作成・更新を行う。展示には英語訳やフリガナをつけるだけでなく、視認性を向上させるなど、アクセシビリティ・バリアフリーへの配慮をおこなう。
- (3) 九重の自然を守る会の協力により、タデ原湿原を利用した自然観察会を開催するとともに、積極的な広報をおこなう。
- (4) 職員による国立公園レクチャー及び行政機関をはじめとする関係者の視察研修などの受け入れを実施する。
- (5) ビジターセンターを拠点とする夜間の協力金付ツアーを企画し開催する（別紙3-1）。
- (6) 「くじゅうだより」を年4回発行し、関係各所で配布する。また、タデ原やくじゅう連山の自然情報を、利用者及び協議会会員にメールマガジンなどで提供する。
- (7) ホームページやSNS（フェイスブック・インスタグラム）を活用してくじゅう地域の最新情報を発信する。また twitter アカウントを新設し、フェイスブック等他の SNS 投稿と連動させる。
- (8) タデ原マップや周辺情報を QR コードを利用した電子データにて提供するほか、タデ原ガイドマップの貸出を推奨する。
- (9) くじゅう地域の自然を紹介するオリジナル商品等を開発し、ビジターセンター等で販売する。
- (10) 物品販売レジにおいて電子決済サービスを導入し、現金の他クレジットカードや電子マネー等にも対応する（別紙3-1）。
- (11) 館内清掃及び物品の整頓を励行し、快適な環境を維持する。
- (12) 来館者アンケートを実施するとともに、アンケート結果を受けて展示や対応を改善する。
- (13) 毎年3月末に実施されるタデ原の野焼きに備え、タデ原木道沿いの防火線切りを行う。

### 2. 自然環境保全・調査活動

- (1) 関係団体と協力し、希少種を含む動植物の生育状況を記録する。
- (2) 飯田高原野焼き実行委員会や竹田市に協力し、くじゅう地域の野焼き活動を支援する。また環境省と連携して野焼きの安全な実施体制構築に協力するとともに、先進地の野焼き体制について情報収集をおこなう。
- (3) 関係団体によるオオハンゴンソウ駆除活動などの生態系保全活動については、資材提供や作業協力等を通して活動を支援するとともに、物品の適切な管理を行う。
- (4) 自然公園クリーン作戦等に協力し、美化意識の普及啓発を行う。
- (5) 大分県や九重町をはじめとするくじゅう地域の自然環境保全等に関係する委員会に委員として協力する。
- (6) 自然環境保全・調査活動を行う正会員の活動を助成する（別紙3-2）。

### 3. 登山道等整備活動

- (1) くじゅう連山の道標の制作・交換作業を行う。また地域の高校・団体と連携した登山道保全整備活動へ参加・協力する。
- (2) 関係機関へ登山道の保全・維持管理作業に必要な資材（道具、消耗品）を提供するとともに、

物品の適切な管理を行う。整備資材は脱プラスチック化を推進する（別紙 3-3）。

- (3) 会員と利用者との協働による登山道保全整備活動の実施を支援する。
- (4) くじゅう地域の登山道に関する情報を収集し、利用者や関係機関に提供する。特にホームページ上では登山道危険箇所を地図化し情報提供をおこなう（別紙 3-3）。
- (5) 登山道等の保全整備活動を行う正会員の活動を助成する（別紙 3-2）。

#### 4. 教育普及・啓発活動

- (1) タデ原の保全活動を行う、「チームタデ原」（九重町内小学校 4 年生～中学校 3 年生）の活動を随時実施する。また県外のラムサール条約登録湿地との交流を実施する。
- (2) 九重町・竹田市・由布市等の小中学校の総合学習等において、タデ原やくじゅう連山を題材とした環境学習に対する支援を推進する。
- (3) SNS や館内展示などで草こづみなど伝統的な環境保全活動を紹介する。
- (4) 「登山ミニレクチャー」など国立公園の利用マナー向上のための普及啓発活動やマナーチラシ（多言語化）の制作・配布を行う。
- (5) 全国草原再生ネットワークや、西日本自然史系博物館ネットワーク等に加盟し、会員に随時情報提供を行う。
- (6) ホームページを改修し、正会員や関係団体による保全・整備・協力金付活動を紹介する。またくじゅう連山のマップや図鑑などを購入できるサイトの開設について検討する（別紙 3-4）。
- (7) くじゅうの自然や登山についての正会向け研修会を実施する。
- (8) 教育・普及啓発活動を行う正会員の活動を助成する（別紙 3-2）。

#### 5. その他受託事業等

- (1) 環境省から公衆トイレや長者原園地の清掃管理業務を受託し、公園環境の整備向上に努める。
- (2) 環境省及び大分県管理の登山道・遊歩道の巡視業務を受託し、登山道の安全管理を行う。
- (3) 環境省から利用者負担検討業務の受託を検討し、公園内における各団体の実施するツアー等の情報を整理するとともに協力金付ツアー・宿泊プランの拡充に役立てる。

#### 6. 組織運営等

- (1) 業務・勤怠管理及び職員間情報共有システムのデジタル化を行う。
- (2) ビクターセンター内に併設された飯田高原観光案内所と連携し、利用者への情報提供を充実させる。
- (3) 賛助会費及び寄付金の Web 決済制度を導入し、賛助会員及び寄付制度の拡充に努める（別紙 3-5）。
- (4) マスメディアへの効率的な情報配信システムの構築について検討する。
- (5) 職員の経験や知識に応じた OJT を含む各種研修に取り組む環境を整備する。また職員の健康維持と業務上の事故防止を徹底する。

## 令和4年度 一般会計 予算(案)

### (収入の部)

項目	本年度 予算額(円)	前年度(補正後) 予算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	3,883,570	3,482,741	400,829	
前年度繰越金(管理費積立金6ヶ月分)	12,000,000	10,000,000	2,000,000	4～9月分運営管理費等
正会員 会費	2,460,000	2,237,500	222,500	正会員会費内訳
ビジターセンター等管理運営業務	14,982,000	14,863,200	118,800	環境省
長者原園地・トイレ清掃管理業務	989,000	989,000	0	環境省
登山道巡視委託(環境省)	687,000	698,500	▲ 11,500	環境省
利用者負担検討業務(環境省)	451,000	979,000	▲ 528,000	環境省
登山道巡視委託(大分県)	968,000	1,309,000	▲ 341,000	大分県
物品販売費	2,000,000	2,000,000	0	物品販売
雑収入	9,430	11,059	▲ 1,629	預金利子、各種委員報酬等
<b>収入合計</b>	<b>38,430,000</b>	<b>36,570,000</b>	<b>1,860,000</b>	

\*その他の受託事業や補助事業の申請を行う可能性あり

### (支出の部)

項	目	本年度 予算額(円)	前年度(補正後) 予算額(円)	比較増減	摘要
	会議費	100,000	100,000	0	会議等
管理費	人件費	17,260,000	16,580,000	680,000	
	給与	14,960,000	14,580,000		正規3、臨時1、パート職員
	社会保険料等	2,300,000	2,000,000		社会保険・労災保険等 事業所負担分
	研修交通費	500,000	430,000	70,000	職員研修、自然情報収集交通費等
	VC等管理費	1,300,000	1,100,000	200,000	コピー機、特別清掃、木道防火線切り、クラウドソフト契約等
	租税公課	1,200,000	1,100,000	100,000	消費税、法人税等
	水道光熱費	120,000	120,000	0	水道組合負担金、灯油代等
	通信運搬費	500,000	400,000	100,000	協議会通知等・電話・インターネット(ZOOM対応)等
	消耗品費	1,100,000	900,000	200,000	事務用品、清掃用品、展示用品等
	備品費	700,000	500,000	200,000	一眼レフカメラ、タブレット、WEB会議備品等
	修繕費	200,000	140,000	60,000	備品等修繕
	情報費	150,000	100,000	50,000	新聞、登山系雑誌、図鑑等
	計	23,030,000	21,370,000	1,660,000	
事業費	販売物品仕入費	1,800,000	1,600,000	200,000	物品仕入、オリジナル図鑑作成等
	計	1,800,000	1,600,000	200,000	
	くじゅう環境保全特別会計繰出金	1,500,000	1,500,000	0	
	次年度管理費積立金(6ヵ月分)	12,000,000	12,000,000	0	次年度4～9月分運営管理費
	<b>支出合計</b>	<b>38,430,000</b>	<b>36,570,000</b>	<b>1,860,000</b>	

令和4年度 正会員会費 内訳(案)

正会員名	本年度予算額	前年度予算額(補正後)	比較増	摘要	
大分県	185,000	185,000	0		
九重町	1,000,000	1,000,000	0		
竹田市	300,000	300,000	0		
由布市	100,000	100,000	0		
九重・飯田高原観光協会	150,000	150,000	0		
筋湯温泉観光協会	100,000	50,000	50,000	R3年度減免申請(半額)	
釜ノ口温泉観光協会	30,000	15,000	15,000	R3年度減免申請(半額)	
特定非営利活動法人 竹田市観光ツーリズム協会	50,000	50,000	0		
飯田高原観光株式会社 (長者原ヘルスセンター)	45,000	22,500	22,500	R3年度減免申請(半額)	
株式会社おおいた観光サービス (オーベルジュ・コスモス)	45,000	22,500	22,500	R3年度減免申請(半額)	
やまなみ観光株式会社 (レストハウスやまなみ)	45,000	22,500	22,500	R3年度減免申請(半額)	
有限会社みやま商店 (SHERPA KUJU BASE)	10,000	5,000	5,000	R3年度減免申請(半額)	
寒の地獄株式会社 (寒の地獄旅館)	10,000	10,000	0		
有限会社星生温泉 (九重星生ホテル)	30,000	30,000	0		
株式会社まきのとコーポレーション (九重観光ホテル)	10,000	10,000	0		
九重ヒュッテ	10,000	10,000	0		
株式会社エル・ランチョ・グランデ	10,000	5,000	5,000	R3年度減免申請(半額)	
株式会社牧ノ戸 (牧ノ戸峠売店)	20,000	20,000	0		
大分県農業共同組合 (飯田高原ドライブイン)	20,000	10,000	10,000	R3年度減免申請(半額)	
有限会社法華院温泉	法華院温泉山荘	30,000	30,000	0	
	法華院温泉 高原テラス	15,000	15,000	0	
有限会社くじゅう倶楽部	20,000	10,000	10,000	R3年度減免申請(半額)	
九重森林公園株式会社	30,000	30,000	0		
株式会社橋本建設	25,000	25,000	0		
株式会社ア・マ・ファソン (オーベルジュ ア・マ・ファソン)	10,000	5,000	5,000	R3年度減免申請(半額)	
株式会社星野リゾート (界 阿蘇)	20,000	10,000	10,000	R3年度減免申請(半額)	
飯田高原デザイン会議	10,000	5,000	5,000	R3年度減免申請(半額)	
特定非営利活動法人 久住高原みちくさ案内人倶楽部	10,000	10,000	0		
一般財団法人セブーンイレブン記念財団 (九重ふるさと自然学校)	10,000	10,000	0		
有限会社吉武建設 (くじゅうやまなみキャンプ村)	20,000	20,000	0		
特定非営利活動法人 くじゅうネイチャーガイドクラブ	10,000	10,000	0		
株式会社レゾネイト (レゾネイトクラブくじゅう)	10,000	10,000	0		
公益財団法人 九電みらい財団	10,000	10,000	0		
一般財団法人 TAO文化振興財団	10,000	10,000	0		
くじゅう地区パークボランティアの会	10,000	10,000	0		
有限会社スパ・グリネス (スパ・グリネス)	10,000	0	10,000	R4年度入会	
ラフクリエーション株式会社 (天空の大地久住高原ホテル)	10,000	0	10,000	R4年度入会	
温泉コスメティック株式会社 (赤川温泉赤川荘)	10,000	0	10,000	R4年度入会	
このえまち総合サービス株式会社 (長者原ビジターセンター観光案内所)	10,000	0	10,000	R4年度入会	
<b>正会員会費合計</b>	<b>2,460,000</b>	<b>2,237,500</b>	<b>222,500</b>		

## 令和4年度 くじゅう環境保全特別会計 予算(案)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	2,691,540	1,918,700	772,840	令和3年度賛助会費、寄付金等含
賛助会員会費	300,000	300,000	0	賛助団体9団体 他
寄付金	1,000	1,000	0	寄付金等
一般会計繰入金	1,500,000	1,500,000	0	一般会計より
雑収入	460	300	160	
収入合計	4,493,000	3,720,000	773,000	

### (支出の部)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	* 摘要 (*万円)
自然環境保全・調査活動費	900,000	800,000	100,000	活動支援(35)、野焼き支援(20)、外来種等(13)、活動助成(10)、調査活動(5)、その他
登山道等整備活動費	1,200,000	1,200,000	0	登山道保全助成(51)、道標(20)、道標設置委託(20)、登山道保全資材(17)、その他
教育普及・啓発活動費	1,000,000	800,000	200,000	チームタデ原県外交流(20)、HP改修(15)、チームタデ原(12)、活動助成(12)、HP保守(6)、その他
合計	3,100,000	2,800,000	300,000	
予備費	1,393,000	920,000	473,000	
支出合計	4,493,000	3,720,000	773,000	

4. 議案第4号 くじゅう地区管理運営協議会 役員改選について

くじゅう地区管理運営協議会規約第9条2項に基づき、以下の役員改選の承認を求める。

役員	会長	九重町	町長	日野 康志
	副会長	竹田市	市長	土居 昌弘
	理事	阿蘇くじゅう国立公園管理事務所	所長	三宅 悠介
	理事	大分県生活環境部	審議監	渡辺 柝彦
	理事	筋湯温泉観光協会	会長	甲斐 大三
	理事	釜ノ口温泉観光協会	会長	清水 弘明
	理事	NPO 法人竹田市観光ツーリズム協会	会長	工藤 厚憲
	監事	九重・飯田高原観光協会	会長	上田 恒久
	監事	有限会社スパークリネス	代表取締役	渡邊 秀雄

(名称)

第1条 本会は、くじゅう地区管理運営協議会（以下「協議会」という）と称する。但、通称名称として「くじゅうファンクラブ」を使用する。

(事業所)

第2条 協議会の事務所を大分県玖珠郡九重町大字後野上 九重町役場 内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導と適正な利用の推進を行い、持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供及び適正な利用の推進
- (4) 登山道等の保全・維持管理活動
- (5) 公園利用者への適正な指導啓発及び教育普及活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 協議会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同する環境省・大分森林管理署・大分西部森林管理署・大分県・九重町・竹田市・由布市・飯田高原観光協会・筋湯温泉観光協会・釜ノ口温泉観光協会・竹田市観光ツーリズム協会・長者原地区及びくじゅう山群に関係する個人又は団体
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した者

(入会)

第6条 前条第1号に規定する正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

2 前条第2号に規定する賛助会員として入会しようとする者は、別途定める規則により賛助会員とする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 10,000円以上とする。なお、総会において認められた場合はこの限りでない。

(2) 賛助会員 別途定める賛助会員における規則のとおり

2 災害等の事由により会費の納入が困難な者には、本人の申請及び会長の承諾を経て会費の減免をすることができる。また、その他減免の必要がある場合においても会長が決定し、正会員へ報告する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、次回総会で退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき又は団体が解散したとき

(2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 若干名

監 事 2名

2 会長は九重町長とし、理事及び監事は、正会員の中から互選により選出する。

3 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(幹事)

第11条 協議会の運営に関する業務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、正会員の中から役員会に諮り会長が委嘱する。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。

(事務局)

第13条 総会の決定に基づき協議会の運営を円滑に行うこと及び第4条に定める事業を実施するため事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる者をもって組織し、会長が任命する。

(1) 本協議会が直接雇用する職員

(2) 第5条第1号に定める正会員中、地方公共団体の職員

3 本協議会が直接雇用する職員は会長が決定する。

4 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

6 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、役員会、幹事会とし会長が招集する。

2 総会は、正会員をもって構成し、会長が議長を務め、年に1回開催（通常総会）するものとする。また、総会は以下の事項について議決する。ただし、必要があるときは臨時に開催（臨時総会）できるものとする。

(1) 本規約の改正に関する事

(2) 解散に関する事

(3) 正会員の入会及び退会に関する事

(4) 事業の計画及び収支予算並びにその変更に関する事

(5) 事業報告及び収支決算に関する事

(6) 役員を選任又は解任に関する事

(7) その他会の運営に関する重要事項に関する事

3 役員会は、必要に応じて開催し、会長が議長を務め、本規約第11条第2項及び第12条第2項に関する事並びに総会に付すべき事項についての審議及び職員の労務に関する事（就業規則や給与、手当等を含む）を決定する。

4 幹事会は、随時開催し会の活動を企画立案し審議する。

5 会議は、それぞれ構成の過半数の出席がなければ開催することができない。

6 総会及び役員会の議事は、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、総会における本規約の変更においては、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

7 幹事会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、決定を保留して、次回の幹事会に再び提案することができる。

8 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(会長の専決)

第15条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき、招集が困難であることが明らかであると認めるとき又は総会の権限に属する事項で軽易な事項については、これを専決処分とすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(会計)

第16条 協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費、負担金及び助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第17条 協議会資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第20条 この規約の改廃は、総会において行う。

(附則)

本規約は、昭和58年8月1日から施行する。

改正 平成16年5月21日

改正 平成17年6月3日

改正 平成18年5月30日

改正 平成22年6月1日

改正 平成28年5月31日

改正 平成30年5月28日

改正 令和3年6月1日